

生食輸発0318第1号
平成28年3月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成28年3月16日付け生食輸発0316第1号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、オーストラリア産りんごジュースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者 及び包装者
平成28年3月18日	オースト ラリア	りんごジュース（原料用果汁が りんごに由来するものに限る。） 及び原料用りんご果汁	パツリン	GROVE FRUIT JUICE PTY LTD